

東アジアの経済統合の展開と課題

石川 幸一

(亜細亜大学アジア研究所特別研究員)

【要約】

東アジアの経済統合を主導したのは ASEAN である。ASEAN 自由貿易地域に続き、サービス貿易自由化などを目指す ASEAN 経済共同体を 2015 年に創設するとともに、東アジア主要国と 5 つの ASEAN + 1FTA を締結し、東アジアの経済統合の中心となっている。

2010 年以降は TPP および RCEP という東アジアの広域 FTA の交渉が進められた。極めて高い自由化率と新たなルールを含み、21 世紀の経済統合といわれる TPP は 2017 年 1 月に米国が離脱したが、米国を除く 11 カ国は直ちに交渉を開始し、11 月に合意に至り、2018 年 3 月に TPP11 に署名、同年 12 月に発効した。ASEAN、中国、インドなど世界の新興市場と生産基地を含み、効率的な生産ネットワーク形成に資する人口で世界最大の経済統合である RCEP は、高いレベルの自由化にインドが抵抗し、2019 年も合意に至らなかった。保護主義が拡大する中で 2020 年の合意を目指しており、インドを除外した RCEP15 も視野に入れるべきである。

キーワード：ASEAN 経済共同体、広域かつ包括的 FTA、TPP11、RCEP

一 はじめに

東アジアは経済統合が世界でも最も活発に行われている地域である。2019年末の発効済の経済統合は域内が56件、域外との経済統合が56件で合計で112件を数える¹。20世紀が終わる時点の経済統合は8件のみで、うち5件は特惠貿易協定だった。東アジアの経済統合は21世紀に入り急速に発展したのである。ちなみに世界の経済統合は320であり、アジアは域内のみで17.5%を占め、地域別にみるともっと多くなっている²。

東アジアの経済統合が急増したのは、各国が自由貿易協定（FTA : Free Trade Agreement）に積極的に取り組むようになったためである。2000年時点で日本、中国、韓国はFTAを一つも締結していなかったが、2019年末には日本は17件、中国は15件、韓国は18件のFTAを締結・発効している。加えて、豪州は13件、シンガポールは20件のFTAが発効している³。妥結済および交渉中と交渉開始合意のFTAは、日本7件、中国14件、韓国13件と多く、東アジアの経済統合は今後も増加を続けることは確実である。

なぜ東アジアの各国はFTA締結に熱心になったのであろうか。それは貿易転換効果による不利益を回避するためである⁴。FTAの経

¹ ジェトロ「世界と日本のFTA一覧」2019年12月、<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2019/01/72c61ae87804b884.html>。ジェトロの分類で含まれている太平洋島嶼国のFTAは除外している。途上国間の貿易協定でありGATT24条の要件を満たしていない特惠貿易協定（タイ・ラオス協定など）は含まれている。

² 最も多いのは地域横断協定であり約4割を占めている。

³ 特惠貿易協定を含む。

⁴ ミレヤ・ソリース、片田さおり「FTA急増のメカニズム：政策拡散理論による分析」ミレヤ・ソリース、バーバラ・スターリンクス、片田さおり編（岡本次郎訳、片田さおり・浦田秀次郎監訳）『アジア太平洋のFTA競争』（勁草書房、2010年）では、FTAの拡散の要因として模倣と競争という2つのメカニズムを重視してい

済効果には、貿易創出効果（貿易障壁の撤廃により FTA 締結国間で貿易が創出される）と貿易転換効果（FTA により効率的な FTA 非締結国からの輸入が非効率的な締結国からの輸入に転換する）が知られている⁵。FTA を締結していないことにより FTA を締結した競合国の製品に市場が奪われる事態を避けるために、東アジアの主要国は域内各国との FTA に取組まざるを得なくなった。たとえば、日本とシンガポールの FTA 交渉が中国と ASEAN（東南アジア諸国連合：Association of Southeast Asian Nations）の FTA 交渉を誘発し、ASEAN と中国の FTA が今度は日本、韓国、豪州、インドなどに ASEAN との交渉への取組みを促した。

2000 年代のはじめは東アジア域内の FTA が多かったが、現在は欧州、北米、中南米、中東、アフリカと世界全域との FTA が結ばれており、文字通り FTA ネットワークが東アジア域内および域外と張り巡らされている。東アジアの経済統合の大きな流れは次のようにまとめられる。① ASEAN が統合をリードしたことと ASEAN との FTA を主要国が競って締結したこと、②その後、東アジアの広域（region-wide）FTA が課題として検討されたこと、③ 2010 年以降、アジア広域 FTA として TPP（環太平洋経済連携協定：Trans-Pacific Partnership Agreement）と RCEP（東アジア地域包括的経済連携：Regional Comprehensive Economic Partnership）の交渉が始まったこと、④ TPP は 12 カ国により 2016 年に調印されたが、米国トランプ政権が離脱したため、米国を除く 11 カ国により

るが、東アジアでは貿易転換効果による影響を回避するという動機で多くの FTA への取組みを説明できる。

⁵ 貿易創出効果、貿易転換効果および交易条件効果が静態の効果であり、動態の効果として市場拡大効果、競争促進効果などがあげられる。

TPP11(CPTPP)が調印され発効した。RCEPは2019年に合意寸前でインドが反対し2020年の調印が課題となっている。本論は、こうした動きを2国間・地域間の浅い経済統合から広域かつ深い経済統合への進展と把握し、展開、要因、課題などを論じている。

二 東アジアの経済統合を先導した ASEAN

1 経済共同体を実現した ASEAN

東アジアの経済統合の特徴は開発途上国の集まりである ASEAN が先駆者となって最も深化した経済統合を実現し、東アジアの経済統合で中心的な役割を果たしていることである。1967年に東南アジアの5カ国で設立された ASEAN が経済統合を本格的に開始したのは1993年の AFTA (ASEAN 自由貿易地域) 形成からである。AFTA は ASEAN 域内関税を段階的に削減・撤廃するスキームであり、最初は5%への削減を目標とし、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム (CLMV) の新規加盟4カ国の関税削減は経済発展レベルを考慮し時間をかけて行うなど柔軟に自由化を進めた。2010年には経済発展レベルの高い6カ国 (ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ) で域内関税を撤廃し、2018年には CLMV が域内関税を撤廃した。関税撤廃率は ASEAN6 が 99.3%、CLMV が 97.7%、ASEAN 全体では 98.6% と極めて高いレベルの自由化を実現している。

ASEAN は 2003 年に AFTA に続く経済統合として ASEAN 経済共同体 (ASEAN Economic Community: AEC) の構築を目標と決めた。AEC は AFTA が目指した物品貿易の自由化に加え、サービス、投資、資本、熟練労働者の自由な移動を目指している。物品、サービス、資本、人の自由移動を実現する経済統合は「共同市場」

であるが、AEC は様々な制限が残されており「共同市場」ではなく「FTA プラス」である⁶。AEC 実現のマスタープランである 2007 年の AEC ブループリントでは、①単一の市場と生産基地、②競争力のある経済地域、③公平な経済発展、④グローバル経済への統合の 4 つの戦略目標を掲げ、行動計画と実施スケジュールを提示している。AEC はこのように統合に留まらず広範な目標を有する開発戦略としての経済統合である。

AEC は 2015 年 12 月末の実現が ASEAN 首脳会議で宣言された。AEC の最大の成果は関税撤廃による ASEAN 自由貿易地域の実現である。ASEAN 事務局によると、AEC2015 の目標の実現率（2015 年 10 月時点）は 93.9%となっている。5 つの ASEAN + 1FTA など域外との FTA も締結された。このように「国境措置」の分野では成果をあげたが、「国内措置」では実施が遅れている⁷。たとえば、非関税障壁の撤廃はほとんど進展せず、サービス貿易や投資は自由化されていない分野が残っている。貿易手続きの電子化と域内の接続を行う ASEAN シングルウィンドウ、輸送インフラ建設など計画が遅れた分野も多い。そのため、2015 年末の AEC 創設は「通過点」と評価されている。

そのため、ASEAN は 2016 年から AEC2025 の行動計画を進めている。AEC2025 の戦略目標は、①統合され高度に結束した経済、②競争力のある革新的でダイナミックな ASEAN、③高度化し

⁶ サービス貿易は多くの留保分野が残され、投資の制限分野も多い。人の移動は熟練労働者に限定され非熟練労働者は対象外である。経済統合としての AEC の詳細な分析は、石川幸一・清水一史・助川成也編『ASEAN 経済共同体の創設と日本』（文真堂、2016）を参照。

⁷ AEC2015 の成果についての詳細な分析は、石川幸一・清水一史・助川成也（前掲）『ASEAN 経済共同体の創設と日本』文真堂を参照。

た連結性と分野別協力、④強靱で包摂的、人間本位・人間中心のASEAN、⑤グローバルASEANの5つである。関税同盟や非熟練労働者の移動、政府調達自由化は目標ではなく、経済統合の範囲やレベルはAEC2015と同様である。AEC2025は経済統合に加えて、競争力、包摂、ガバナンス、連結性、ICTなどの分野が重視されている。たとえば、競争力では生産性向上、イノベーション、科学技術などが重点分野となっており、中所得の畏への対応など新たな課題に取り組んでいる。

2 ASEANを中心とするFTAネットワークの実現

ASEANは東アジアの経済統合において中心的な役割を果たしている。2010年までにASEANと東アジア主要国との間で5つのFTAが締結された。ASEANを中核にネットワークが形成されたことは21世紀の最初の10年の東アジアの経済統合の大きな成果と言ってよい。ASEAN加盟国と最初にFTAを締結した国は日本であるが、日本はASEAN全体とではなく2国間ベースでの締結を進めており、2001年にシンガポールとFTAを結んだ。一方、中国はASEAN全体とFTA締結に2001年に合意し2005年にASEAN中国FTA(ACFTA)が発効した。東アジアの主要国はASEAN全体とのFTAという中国方式を選び、ASEAN韓国FTA(AKFTA)が2007年、ASEAN豪州FTA(AANZFTA)、ASEANインドFTA(AIFTA)が2010年に発効している。日本も結局ASEAN全体とは日本ASEAN経済連携協定(AJCEP)を締結した。日本はCLMを除くASEAN7カ国と2国間FTAを締結している。2019年にはASEAN香港FTA(AHKFTA)が発効しており、現在6つのASEAN+1FTAが締結されている。

ASEAN + FTA が次々と締結されたのは、未締結国が貿易転換効果により ASEAN 市場へのアクセスで不利になることを懸念したためである。ASEAN + 1FTA ネットワークは東アジアの経済統合の大きな成果であるが、次のような課題がある。まず、① FTA の自由化品目と自由化スケジュール、原産地規則などの内容が異なっていることである。たとえば、AANZFTA は自由化率が高いが、AIFTA は 70% 台と低いなど自由化率が異なり、AIFTA は厳格な原産地規則を採用している。このことは、FTA を利用する企業の負担とコストを増加させている。次に② ASEAN と主要国は FTA で結ばれたが、たとえば日本と中国、日本と韓国、中国とインドは FTA が締結されておらず、ネットワークの欠落があることである。この 2 つの課題を解決するのが東アジアの広域 FTA である。

3 ASEAN 経済統合の評価と意義

ASEAN の経済統合は、①自由化率の高い自由貿易地域を実現、②企業による比較的高い利用率⁸ という 2 つの理由で成功と評価できる。開発途上国の経済統合は GATT24 条ではなく授權条項により形成できるため自由化率が低いものが多かったが、AFTA は TPP に匹敵するような高い自由化率を達成している。成功の要因は、高い自由化目標を掲げながら域内経済格差や産業の競争力を考慮した時間をかけた段階的で柔軟な自由化方式を採用したことである。

⁸ AFTA の利用率は極めて低いという指摘があるが、原産地証明（フォーム D）の発給額を使った分析によるとタイの AFTA 利用率（2017 年、輸出）はインドネシア向けが 71%、ASEAN 全体では 40% と低くはない。助川成也「ASEAN 経済共同体（AEC）2025 での物品貿易自由化に向けた取り組み」『深化する ASEAN 経済共同体 2025 の基本構成と実施状況』ITI 調査研究シリーズ No. 86（国際貿易投資研究所、2019 年）。

FTA では 10 年程度で関税を撤廃するのが一般的であるが、AFTA は 1993 年から 2018 年まで 25 年をかけて関税の撤廃を実現している。

ASEAN 経済統合の意義は、①開発途上国の経済統合の成功事例であり、高い自由化を時間をかけ実現した進め方は開発途上国の統合のモデルになること、②グローバル・サプライチェーンへの参加を目標としており、外国投資を積極的に受け入れ、域外国・地域との FTA を進める開かれた経済統合 (open regionalism) であること、③外資導入を進め、域外との FTA により輸出の促進を目指しており発展戦略としての経済統合であること、④物品貿易の自由化に加えて、サービス貿易、投資、資本、人の移動の自由化 (制約付きだが) を進めるなど統合の深化を実現しつつあること、⑤ ASEAN は東アジアの経済統合で中心的な役割を果たしていること (ASEAN 中心性とよばれる)。ASEAN の経済統合深化のメカニズムを、九州大学の清水一史教授は「ASEAN は発展のための市場と資本の確保が常に必要であり、東アジアでの広域な制度や FTA の整備は不可欠であったが、東アジアの広域な制度や統合に ASEAN が埋没してしまう可能性があった。埋没リスクを避けるためには、東アジアでの統合と制度化でのイニシアティブを確保し、ASEAN 自身の統合の深化が求められた」と論じている⁹。

三 課題となる広域かつ包括的な FTA

1 広域 FTA の必要性

東アジアでは 5 つの ASEAN + 1FTA をはじめ 2 国間・地域を結

⁹ 清水一史「ASEAN と東アジア通商秩序」石川幸一・馬田啓一・清水一史編『アジアの経済統合と保護主義』（文真堂、2019）。

ぶ経済統合が急激に増加した。しかし、東アジアの主要国を含め多くの国が参加する広域（region-wide）経済統合はなかった。AFTAはASEAN10カ国のみでの参加であり、5つのASEAN+1FTAが2010年までにできたが、ASEANとのFTA締結国とのFTAは日中など欠落があった。欧州にはEU、北米にはNAFTA、南米にはメルコスールなど地域の多くの国が参加する広域経済統合が存在していた。そのため、東アジアでも21世紀の比較的早い時期から東アジアFTA構想が発表されていたが、実現は他地域に大きく遅れた¹⁰。

広域FTAは企業の海外事業の円滑な展開にも必要である。FTAはWTOの自由化と異なり企業が申請手続きを行う必要があり、原産地証明が必要なため¹¹、原産地規則などルールや自由化品目・スケジュールが異なる2国間・地域のFTAが多く結ばれていると企業のFTA利用のコストや負担が大きくなる。たとえば、ASEAN+1FTAは自由化率や原産地規則が一様ではない（表1）。こうした問題は東アジアの大半の国が参加するアジア広域FTAが締結されていれば解決できる。また、たとえば日本から部品を輸入しマレーシアで加工し完成品をインドに輸出するなど3か国以上に跨る取引の場合、マレーシアでの付加価値が少ない場合インドへの輸出でFTAが使えない可能性がある。この場合、日本、ASEAN、インドなど東アジアの主要国が参加する広域FTAがあり、日本での付加価値をマレーシアでの付加価値に加算できる累積原産地規則が採用

¹⁰ 東アジアスタディグループ（EASG）が2002年にASEAN+3首脳会議に提出した報告書には東アジア自由貿易地域（EAFTA）の創設が提案されている。

¹¹ 自動車など部品点数が多い場合は多くの原産地証明が必要である。ジェトロが日本企業に行っているアンケート調査では、原産地規則の複雑さ、原産地証明のコストがFTA利用の最大の問題点として毎年指摘されている。

されていればインドへの輸出でも FTA の利用が可能となる。

表 1 ASEAN + 1FTA の概要

	自由化率	原産地規則 (実質変更基準のみ)	特徴
ACFTA	92.5% 94.6% (中国)	付加価値基準 40%	AFTA 型協定、自動車、オートバイ、家電製品などを例外とする国が大半。
AKFTA	89.8% 92.1% (韓国)	付加価値基準 40% と関税番号変更基準 (HS4 桁) の選択	AFTA 型協定、北朝鮮の開城工業団地の生産品を対象。
AJCEP	89.8% 91.9% (日本)	付加価値基準 40% と関税番号変更基準の選択	CLM 以外の 7 カ国とは包括的な二国間協定を併せて締結。
AIFTA	77.0% 74.2% (インド)	付加価値基準 35% および関税番号変更基準 (HS6 桁) の併用	AFTA 型協定、関税削減・撤廃制度は複雑。
AANZFTA	93.5% 100% (豪州 NZ)	付加価値基準 40% と関税番号変更基準 (HS4 桁) の選択	自由化率が最も高い、包括的だが政府調達は含まない。

(注) 概況を示すものであり詳細は協定を参照。日本との EPA は 2 国間協定のほうが AJCEP より自由化水準が高い。原産地規則は、ほかに完全生産基準と加工工程基準がある。

(出所) 各協定から筆者作成。自由化率は助川成也による。

2 包括的 FTA の必要性

東アジアの FTA は幅広い分野を対象とする協定が増加している。AFTA は物品貿易のみを対象とする FTA であり、ASEAN + 1FTA でも ACFTA、AIFTA は物品貿易のみを対象としているが、AANZFTA や日本シンガポール FTA など日本と ASEAN の 2 国間協定はサービス、投資、知的財産、人の移動など多様な分野を対象としている。こうした包括的な FTA が結ばれるようになったのは、

企業活動のグローバル化が急速に進展したためである。先進国や韓国、台湾などの製造業企業はアジアの発展途上国に進出し現地生産に加え、現地での販売を拡大した。世界大での競争激化の中でコスト削減と迅速な調達が課題となり最適地調達と最適地生産を実現するために、調達から生産、販売までのネットワークであるサプライチェーンの構築と最適化を進めている。そのため、投資の自由化、製造業を支援する金融や輸送などのサービスの自由化、貿易円滑化、知的財産の保護などが重要になってきている。サービス産業では、小売り、飲食業、教育などアジア各国のサービス需要の伸びに期待する多様な投資が行われるようになってきている。

関税のみを対象とする「浅い」協定に対し、サービスなど国内の規制の自由化や緩和を求める協定は「深い」協定と呼ばれている¹²。「深い」協定は発展途上国の工業化を進めるためにも必要である。AECの目標に明示されているように、工業化を進めるためにはグローバルなサプライチェーンへの参加が効果的である。そのためには、グローバルな事業展開を行っている外資企業の投資を誘致するのが早道である。外資企業の誘致は競争となっており、物品貿易に加え、サービス貿易、投資の自由化と保護、資本移動の保証、貿易円滑化、知的財産の保護、熟練労働者の自由な移動、競争的な事業環境および輸送や通信などのインフラ整備など外資にフレンドリーな投資環境が欠かせない。

アジアの広域かつ包括的な FTA は、アジア太平洋諸国が参加す

¹² Richard Baldwin, *The Great Convergence Information Technology and the New Globalization* (London: The Belknap Press of Harvard University Press, 2016), pp. 103-105. (邦訳: リチャード・ボールドウィン (遠藤真美訳) 『世界経済 大いなる収斂 IT がもたらす新次元のグローバリゼーション』日本経済新聞出版社、2018年)。

る TPP と ASEAN を中核に東アジアの 16 カ国が参加する RCEP である。TPP は APEC（アジア太平洋経済協力会議）の 1994 年のボゴール宣言を源流とする広域 FTA であり、GDP では世界の 37.8%（2018 年）、人口では 10.9% を占める。RCEP はアジア通貨危機後の ASEAN + 3（日中韓）首脳会議で設置された EASG（東アジアスタディグループ）による東アジア自由貿易地域構想が原点である。GDP では世界の 32.3% と TPP より小さいが、人口では 47% を占めており、世界の貿易に占める比重では TPP を上回っている（表 2）。

表 2 TPP、TPP11 の規模比較（2018 年、カッコ内は世界シェア）

	TPP	TPP11	RCEP
名目 GDP	31 兆 6110 億ドル (37.3%)	11 兆 310 億ドル (13.0%)	27 兆 3490 億ドル (32.3%)
人口	8 億 1060 万人 (10.9%)	5 億 230 万人 (6.6%)	35 億 8560 万人 (47.0%)
貿易	10 兆 1060 億ドル (25.7%)	5 兆 9000 億ドル (15.0%)	11 兆 5400 億ドル (29.4%)
日本の輸出	2397 億ドル (32.5%)	997 億ドル (10.9%)	3435 億ドル (46.6%)
日本の輸入	2123 億ドル (28.4%)	1309 億ドル (13.0%)	3745 億ドル (50.1%)
参加国	12	11（米国が離脱）	16
特徴	高い自由化率、 高い水準のルール、 全体で 30 章	TPP の特徴を維持、 22 項目を凍結、 全体で 30 章	TPP より低い自由化率、 先進的ルールは含まない、 全体で 20 章
主導国	米国が主導	日本が主導	ASEAN が主導

（出所）筆者が作成。

四 TPP11の発効とその大きな意義

1 米国のTPP離脱とTPP11交渉

TPPは2006年に発効したP4（ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールが参加）を拡大・発展させたFTAである。TPP交渉は、2010年3月に米国、豪州、ペルー、ベトナムが加わった8カ国で開始され、その後、マレーシア、メキシコ、カナダ、日本が参加し12カ国で行われた。交渉は難航したが、2015年10月に大筋合意に達し、2016年2月にニュージーランドで署名を行った。しかし、TPP離脱を主張していたトランプ候補が2016年の米国大統領選挙で当選し、2017年1月20日に就任すると23日に大統領覚書に署名しTPP離脱を表明した。TPPの発効には、署名から2年以内に全署名国が承認するか、2年以降に2013年時点のTPP全署名国の名目GDPを合計して85%を超える6カ国が承認することが要件となっている。米国だけでGDPの約60%を占めており、米国の離脱でTPPが発効する可能性はなくなった。

TPP交渉を主導してきた米国の離脱は大きな衝撃を与えたが、米国を除いた11カ国は2017年3月にチリで閣僚会議を開催しTPPの戦略的・経済的意義を再確認し、米国抜きでTPP11を実現するために5月から交渉を開始した。これは、①TPPがアジア太平洋の国々をカバーする初のメガFTAであること、②極めて高いレベルの自由化を実現したこと、③新たなルールを盛り込んだ包括的な「21世紀型の貿易協定」であること（表3）、④同時に途上国メンバーの要求にも対応した「ガラス細工」とも形容される絶妙なバランスの取れた協定であることなどの重要性と大きな意義による。TPPは消滅させてしまうと失うものが極めて大きな協定だったのである。

表 3 TPP の構成

①冒頭規定・定義	⑩競争政策
②内国民待遇・物品市場アクセス	⑪国有企業および指定独占企業
③原産地規則・原産地手続き	⑫知的財産
④繊維・繊維製品	⑬労働
⑤税関当局・貿易円滑化	⑭環境
⑥貿易救済	⑮協力および能力開発
⑦衛生植物検疫措置	⑯競争力およびビジネス円滑化
⑧貿易の技術的障害	⑰開発
⑨投資	⑱中小企業
⑩サービス貿易	⑲規制の整合性
⑪金融サービス	⑳透明性および腐敗の防止
⑫ビジネス関係者の一時的入国	㉑運用および制度に関する規定
⑬電気通信	㉒紛争解決
⑭電子商取引	㉓例外および一般規定
⑮政府調達	㉔最終規定

(出所) TPP 協定により筆者作成。

TPP11 交渉は短期間に集中的に行われ、目標通り 2017 年 11 月 9 日のベトナムのダナンでの TPP 閣僚会合で新協定の条文、凍結リストを含む合意パッケージに全閣僚が大筋合意に至り、2018 年 3 月 8 日にチリで署名式を行い、同年 12 月 30 日に発効している。TPP11 交渉が高いレベルを維持しながら凍結項目を 22 に抑え 21 世紀の FTA というべき内容の維持を実現したことは高く評価すべきである。その背景には保護主義の拡大への強い危機意識があった。日本政府が交渉を主導したことも特筆すべきである。

2 22 項目を凍結

TPP11 の正式な名称は、包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定 (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership : CPTPP) である。TPP11 は全 7 条の短

い協定だが、第1条に全30章で1000頁を超えるTPP協定が組み込まれており、2条の凍結項目を除きTPPの規定は維持されている。第2条には凍結（適用が停止）される22項目が示されている。凍結は加盟国が合意すれば解除される。第3条は発効要件で6か国が批准してから60日で発効するとしている。TPPに入っていたGDP要件は含まれていない。第4条脱退、第5条加入、第7条正文（英語、フランス語、スペイン語を公式の言語とする）はTPPと同様の規定である。第6条は、TPPが発効する見込みとなった場合などにいずれかの締約国の要請があったときにTPP11協定の改正などを含む必要な見直しを行うという趣旨である。

TPP交渉では、知的財産、投資家と国の紛争解決（ISDS）、労働などのルール分野での米国の主張に途上国を中心とする他の交渉参加国が反対し交渉難航の原因となっていた。最終的には、TPPにより米国市場へのアクセス改善を期待する途上国は米国の主張に対して譲歩を行った。しかし、米国が離脱すると市場アクセスは改善せず譲歩のみが残るため、米国の強い要求に譲歩した項目を凍結することになった。凍結項目の候補はおよそ50項目と報道されていたが、最終的には22項目となった（表4）。アパレルの原産地規則、電子商取引（データの自由な流通確保）など交渉が難航と報じられていた事項は最終的に凍結とならず、国有企業はマレーシアの留保表のみが凍結対象となり、ISDSも凍結対象とする分野が限定された。

凍結項目は、知的財産関連（第18章）が11と最も多く、政府調達関連が2項目、紛争解決関連が3項目（うちISDS関連が2項目）、サービス貿易・投資が2項目、国有企業が1項目、環境が1項目、貿易円滑化関連が1項目、医薬品・医療機器の透明性1項目となっている。

表 4 TPP11 で凍結される項目

- | |
|--|
| ① 少額急送貨物（第 5 章 税関当局および貿易円滑化） |
| ② ISDS（第 9 章 投資） |
| ③ 急送便附属書（第 10 章 国境を越えるサービス） |
| ④ 金融サービス最低基準待遇規定（第 11 章 金融サービス） |
| ⑤ 電気通信紛争解決（第 13 章 電気通信） |
| ⑥ 政府調達（参加条件）（第 15 章 政府調達） |
| ⑦ 政府調達（追加的交渉）（第 15 章 政府調達） |
| ⑧ 知的財産の内国民待遇（第 18 章 知的財産） |
| ⑨ 特許対象条項（同） |
| ⑩ 審査遅延に基づく特許期間延長（同） |
| ⑪ 医薬承認審査に基づく特許期間延長（同） |
| ⑫ 一般医薬品データ保護（同） |
| ⑬ 生物製剤データ保護（同） |
| ⑭ 著作権等の保護期間（同） |
| ⑮ 技術的保護手段（同） |
| ⑯ 権利管理情報（同） |
| ⑰ 衛星・ケーブル信号の保護（同） |
| ⑱ インターネット・サービス・プロバイダ（同） |
| ⑲ 保存及び貿易（第 20 章 環境） |
| ⑳ 医薬品・医療機器に関する透明性（第 26 章 透明性及び腐敗行為の防止）
（2018 年 1 月合意） |
| ㉑ 国有企業附属書Ⅳ（マレーシア）（第 17 章 国有企業） |
| ㉒ サービス・投資に関する適合しない措置附属書Ⅱ（ブルネイ）石炭産業 |

（出所）内閣官房 TPP 等政府対策本部「TPP11 協定の合意内容について」2017 年 11 月 11 日、
http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/danang/171111_tpp_danang_gaiyo.pdf。

3 維持された TPP の特徴

TPP11 は一部項目が凍結されたもののそれ以外の TPP の規定は存続しており、21 世紀型貿易協定といわれる TPP の特徴は維持されている。TPP11 の特徴は、①極めて高い自由化レベルを実現したこと、②新たなルールを含むレベルの高いルールを規定していること、③中国を牽制するルールが含まれていること、④「聖域」と呼ばれるような極めて重要な分野で改革に踏み切る国があったこと

4点である。22の凍結項目はルール関連であり、関税撤廃など市場アクセス面ではTPPの規定と約束はそのまま維持される。日本(95%)を除き大半の国が100%あるいは99%を自由化したTPPの高い自由化率(関税撤廃率)はTPP11でも変わっていない。ルール分野では、電子商取引、知的財産、国有企業、労働などの主なルールが維持されている(表5)。「聖域」分野の開放では、マレーシアがマレー人優遇政策を「国是」としてきたが、政府調達開放と国有企業の規律により例外は残しながらも原則として外国企業への対等な扱いを認めたことが代表例である。ベトナムもTPPにより初めて政府調達と国有企業への規律を認めた。

表5 TPP11で維持されている主なルール

原産地規則：完全累積制度 繊維・繊維製品：原産地規則(3工程基準) 税関当局及び貿易円滑化：迅速通関、急送貨物 投資：ISDS(インフラ、資源開発を除く)、広範な特定措置の履行要求禁止、地方政府の措置に関する国家級協議メカニズム 電子商取引：情報の電子的手段による国境を越える移転、コンピューター関連設備の設置要求などの禁止、ソースコードなどの移転要求禁止 国有企業：商業的考慮に従った行動と無差別待遇、非商業的援助により他の締約国の利益に悪影響を及ぼしてはならない 知的財産：商標関係の国際的協定の締結義務、地理的表示の保護、営業秘密の不正取得に対する刑事罰の導入、故意による商業的規模の著作物の違法な複製等の非親告罪化 労働：労働における原則と基本的権利(ILO宣言)を自国の法律などで採用・維持

(出所)「環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)の概要」内閣官房TPP政府対策本部、2015年10月5日、(http://ishigamitoshio.com/diet/topic_images/20161217010300.pdf)により筆者作成。

TPPは、オバマ前大統領が「中国のような国にルールを書かせ

ない」と繰り返し発言したように、中国へのけん制を意識したルールを含んでいる。トランプ政権が問題にしている技術の強制移転防止については、TPPの投資章（第9章）で、「特定の技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の領域内の者に移転すること」を含め、技術移転の強制を明示的に禁止している。国有企業については、国有企業および指定独占企業章（第17章）で、「国有企業が商業的考慮に従い行動すること、国有企業への非商業的援助により他の締約国の利益に悪影響を及ぼしてはならない」ことなど政府の国有企業への優遇を規制することを規定している。ほかに、中国を念頭に導入されたと考えられる規定は電子商取引章（第14章：①電子的手段による国境を越える情報の移転、②自国の領域内でビジネスを遂行するための条件としてコンピューター関連設備を自国領域内に設置することを要求することの禁止、③ソースコードの移転、アクセス要求の禁止など）をはじめ、輸出税の新設・維持の禁止（第2章）、地方政府の投資措置に対する国家メカニズムの導入（第9章）、地理的表示の保護（第18章）、透明性および腐敗防止（第26章）など非常に多い¹³。

中国はTPPに参加しておらず、TPPの規定を遵守する必要はない。しかし、TPPへのアジア太平洋地域の参加国が拡大すればTPPの先進的なルールがアジアの基準的なルールとして受け入れられ、将来的にはWTOのルールとなる可能性もあった。その意味でも米国のTPP離脱は「極めて大きな戦略的な誤り」である。

¹³ 鈴木英夫『新覇権国家中国×TPP日米同盟』（朝日新聞出版、2016年）、202～205ページ。

4 参加国の拡大が課題

TPP11 の長期的な課題は FTAAP（アジア太平洋自由貿易圏）への発展だが、当面の課題は参加国の拡大である。TPP には合意直後から韓国、タイ、インドネシア、フィリピン、コロンビア、英国などが関心を表明した¹⁴。TPP11 への参加意思を表明している国はタイのみだが、台湾、韓国、コロンビア、英国が関心を示していると報じられている。タイが参加を表明したことによりインドネシア、フィリピンなど他の ASEAN 主要国の参加可能性が出てきた。ただし、タイは 2020 年 4 月 28 日に加盟申請を取り下げる方針を副首相が示したと報じられている。新型コロナウイルスの感染が拡大する中で食料安全保障や医薬品のアクセスおよび政府調達ルールへの懸念が要因として指摘されている¹⁵。

TPP 全体の GDP の 6 割を占める米国の脱退は TPP の魅力を失わせたが、残りの 11 カ国が TPP の重要性を認識し TPP11 交渉を短期間でまとめあげたことは賞賛に値する。トランプ大統領は TPP 復帰に言及したことがあったが、2 国間 FTA にシフトしているトランプ政権下では米国の復帰はありえない。2020 年の大統領選挙で民主党への政権交代があれば、TPP 締結時の副大統領だったバイデン政権での TPP 復帰の可能性はありうるだろう。

TPP11 加盟には、高水準の自由化とルールの受け入れが義務とな

¹⁴ 『日本経済新聞』2018年5月9日付け。一方、中国の李克強首相は、2020年5月28日、全人代閉幕後の記者会見で「TPP参加に前向きで開放的な態度を取っている」と述べた（『日本経済新聞』2020年5月29日付け）。中国のTPP参加のハードルは高いが、中国はTPP参加についての研究を行っていると報じられている。

¹⁵ 権野幸平「タイがCPTPP加盟方針撤回もー新型コロナウイルスの影響」『世界経済評論インパクト』2020年5月18日。

る¹⁶。高水準の自由化とルールに基づく自由貿易地域が東アジアで拡大することは、保護主義の拡大への防波堤となる。コロナ禍により2020年の東アジアの経済はリーマンショックを超える景気後退に見舞われると予測されているが、保護主義に走るのではなく自由貿易を維持しながら、食料や医療用品・機器の供給などの協力を東アジアの多角的な枠組みの中で進めていくべきである。

五 2020年中の合意が期待されるRCEP

1 ASEANが2011年に提案

東アジアの地域協力は、アジア通貨危機が起きた1997年に初めて開催されたASEAN+3（日中韓）首脳会議から始まった。ASEAN+3首脳会議で金大中韓国大統領（当時）の提唱で設置された東アジアビジョングループ（EAVG：民間有識者で構成）は2001年に、また東アジアスタディグループ（EASG：政府高官で構成）は2002年に、東アジア自由貿易地域の創設を提案した。2003年に中国がASEAN+3（日中韓）によるEAFTA（東アジア自由貿易地域）、2006年に日本がASEAN+6（日中韓印豪NZ）によるCEPEA（東アジア包括的経済連携）を提案した。2つの構想の民間研究が2009年まで行われたが、日中の主導権争いの中で交渉は始まらなかった¹⁷。

しかし、2010年3月にTPP交渉が始まると、東アジアの広域

¹⁶ TPP11の新規加入手続きと要件については、菅原淳一「アジアの通商秩序とCPTPP」石川・馬田・清水編『アジアの経済統合と保護主義』（文真堂、2019年）、138～139ページ。

¹⁷ RCEPに至る日中韓ASEANの動きについては助川成也「RCEPと東アジア生産ネットワーク」石川・馬田・清水編『アジアの経済統合と保護主義』（文真堂、2019年）所収が詳しく分析している。

FTA が米国が主導権をとる TPP により進むことを警戒した中国が EAFTA に固執することを止め、2011年8月に日本とともに EAFTA と CEPEA を加速するための物品貿易、サービス貿易、投資の自由化についての作業部会設置を提案した。日中の提案を受けて東アジアの経済統合で主導権（ASEAN 中心性）を維持したい ASEAN は、EAFTA と CEPEA を統合する構想として RCEP を 2011年11月に提案した。2012年11月の ASEAN と FTA パートナー国首脳会議で RCEP 交渉立ち上げが宣言され、2013年5月から交渉が開始された。

RCEP は、ASEAN + 6（日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド）によるアジアの広域 FTA であり、5つの ASEAN + 1FTA を統合する FTA である。2012年8月に合意された「RCEP の交渉の基本指針と目的」では、ASEAN の中心性、参加国間の経済統合、衡平な経済発展、経済協力強化を支援し、貢献するとしている¹⁸。交渉の8つの原則は、① GATT24条と GATS5条を含む WTO 整合性、②既存の ASEAN + 1FTA よりも相当程度改善した、より広く深い約束、③貿易投資円滑化とサプライチェーンへの参加国の関与、④ ASEAN の後発加盟国への特別待遇と柔軟性、⑤参加国間の FTA は継続可能、⑥ ASEAN の FTA パートナーズが参加可能、⑦技術協力と能力開発、⑧包括的でバランスの取れた成果のための他の分野の並行した交渉、となっている。

交渉開始時の対象分野は、物品貿易、サービス貿易、投資、経済協力、知的財産、競争、紛争解決、その他の8分野だったが、その

¹⁸ Guiding Principles and Objectives for Negotiating the Regional Comprehensive Economic Partnership. 資料として例えば Ministry of Foreign Affairs of Japan, https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/11/pdfs/20121120_03_03.pdf.

後新たな分野が追加され、最終的には 20 分野となっており、TPP よりは少ないものの包括的な FTA である（表 6）。

表 6 RCEP の対象分野

① 物品貿易	⑪ 人の移動
② 原産地規則	⑫ 投資
③ 税関手続き・貿易円滑化	⑬ 競争
④ 衛生植物検疫（SPS）	⑭ 知的財産
⑤ 任意規格・強制規格・適合性評価 手続き（STRACAP）	⑮ 電子商取引
⑥ 貿易救済	⑯ 中小企業
⑦ サービス貿易	⑰ 経済技術協力
⑧ 金融サービス	⑱ 政府調達
⑨ 電気通信サービス	⑲ 紛争解決
⑩ 自由職業サービス	⑳ 制度的条項

（出所）東アジア地域包括的経済連携（RCEP）交渉の首脳による共同声明。

2 RCEP の意義と特徴

RCEP の意義は、第 1 にアジアの主要国が参加する広域かつ包括的なメガ FTA ができることである。経済規模でみると、人口は世界の 47% を占める世界最大の経済統合であり、名目 GDP も同じく 32.3%、貿易は 29.4% を占めている（表 2）。第 2 に RCEP によりアジア主要国間の FTA 網が完成する。現在、日中、日韓、中印の間には FTA が締結されていないが、RCEP により全てのアジア主要国が FTA でつながることになる。第 3 に RCEP により ASEAN + 1FTA などアジアの様々な FTA のルール（とくに原産地規則）が統一され、「スパゲティボウル現象」が解消するとともに新たな分野で共通ルールができることである。累積原産地規則が規定されれば 3 カ国以上にまたがる貿易に FTA 税率が適用できる。

第 4 に RCEP には世界の成長市場である中国、ASEAN、インド

が参加している。RCEP は潜在成長力の最も大きな経済統合である。第5に RCEP は日本企業など多国籍企業のサプライチェーンの構築に資する。多くの IT 製品は RCEP 参加国で生産されており、自動車も世界生産の5割以上が生産されている。この地域は中間財の生産拠点であり、RCEP 参加国に進出している日本企業の部品調達先は90%以上が RCEP からである。

TPP と比べると RCEP は次のような特徴がある。①アジア通貨危機後のアジアの地域協力を原点とするアジアの経済統合である、② ASEAN が提案し中心となって交渉している ASEAN 中心性 (ASEAN Centrality) を体現した経済統合である、③開発途上国への特別かつ異なる待遇を行う、④ ASEAN + 1FTA を改善する自由化率が目標であり自由化率は TPP より低くなる¹⁹、⑤環境と労働を含まず、先進的なルールは少ない²⁰。

3 インドの抵抗で遅れる合意

RCEP の課題は、高いレベルの自由化を実現しながら 16 カ国で早期に合意することである。2018 年は自由化に積極的な議長国シンガポールのイニシアティブで合意することが期待されたが、インドの中国からの輸入増への懸念による反対で合意できなかった。トランプ政権の保護主義と米中貿易戦争の激化の中で 2019 年の合意が強く期待されたが、やはりインドの抵抗により合意に至らなかった。2019 年 11 月の RCEP 首脳会議の共同宣言では、「インドを除

¹⁹ 自由化率の発表はないが、インドは高い自由化率に反対してきており、ASEAN も 92%を提案しているなどの報道がある。

²⁰ 具体的発表はないが、各種報道によると ISDS、政府調達、国有企業、電子商取引などでも TPP と比べ高いレベルのルールは導入されないとみられる。

く15カ国は全20章の条文ベースの交渉と市場アクセス上の取組みを終了したことに留意し、2020年における署名のために15カ国による法的精査を開始するように指示した」と述べている。一方で、「インドには未解決のままに残されている重要な課題がある」としている²¹。この背景には、インドが交渉の終盤で他の参加国が飲めないような要求を行ったことがある。

助川（2020）によると、インドの要求は①関税削減の基準年の変更、②自動発動セーフガードの設置、③原産地規則の厳格化、④農業と乳製品部門の除外、であった²²。関税削減の基準年は2014年だったが、インドは2019年への変更を要求した。インドは2018年に多くの品目の関税を引き上げており、自国に有利になるルールの変更を求めたのである。自動発動セーフガードは、輸入増加による国内産業への被害の立証なしに発動できる特別セーフガードであり、中国製品および豪州・ニュージーランドからの農産品輸入の増加への懸念が背景にある。原産地規則の厳格化は、中国製品が他のRCEP参加国を通じて流入することを阻止することを目的としているという²³。

インドの抵抗の背景には貿易赤字の拡大がある。2018年の貿易

²¹ RCEPに係る共同首脳声明、2019年11月4日、バンコク。資料として例えば“Joint Leaders' Statement on The Regional Comprehensive Economic Partnership (RCEP), 4 November 4, 2019, Bangkok, Thailand,” Association of Southeast Asian Nations, <https://asean.org/storage/2019/11/FINAL-RCEP-Joint-Leaders-Statement-for-3rd-RCEP-Summit.pdf>.

²² 助川成也「15カ国で推進するRCEPの意義」『世界経済評論』Vo. 64 No. 2、2020年3・4月号、51～61ページ。本項の説明は、同著の助川（2020）による。

²³ 詳細は不明だが、助川（2020）によると他の参加国を通じて中国に対してRCEPによる関税譲許をしていない中国産品が輸入された場合、中国原産品として課税する「税率差メカニズム」を適用するという。

赤字は 1897 億ドルに達し、対中国貿易赤字が 3 割を占めている。インドでは輸入増加による農業、製造業や雇用への影響を懸念した RCEP に反対する農民や労働組合などによる抗議行動が拡大していた。インドでは就業人口の 5 割を農林水産業が占めており、大票田である農民の反対は無視できなかったのである。

新型コロナウイルス感染症 (Covid-19) 拡大のためテレビ会議で開催された第 29 回 RCEP 首席交渉官会合 (2020 年 4 月、インド以外の 15 カ国が出席) の共同声明では、「RCEP がパンデミックの影響を強く受けた地域で必要とされる貿易投資の回復を支える安定的で予見可能な経済環境を提供し、2020 年における RCEP 協定の署名へのコミットメントを再確認にした」と述べ、インドについては「インドの重要な課題に取り組むためにインドとともに作業を継続することのコミットメントを再確認し、インドの RCEP 交渉への復帰を歓迎する」と述べている²⁴。

インドはアクト・イースト政策を掲げており、RCEP への不参加ではこの政策を進められない。また、インドが競争力を持つ IT サービス貿易 (とくに IT 技術者の海外就労) など RCEP 不参加はマイナスになる。長期的にみれば RCEP 不参加はインド経済にとり不利益になる。インド政府はこうした点は理解していると思われる。インドは一人当たり GDP がラオスを下回る開発途上国である。世界最大の民主主義国であり国民の反対など表現の自由や報道の自由が保障されており、強権的に政策を進めることが困難であ

²⁴ 第 29 回 RCEP 首席交渉官会合共同声明、2020 年 4 月 30 日。資料として例えば “Joint Statement of the 29th Regional Comprehensive Economic Partnership Trade Negotiating Committee (RCEP TNC) Meeting,” Ministry of Foreign Affairs of Japan, April 30, 2020, <https://www.mofa.go.jp/files/100050719.pdf>.

る。インドへのある程度の特別待遇を認めるなどによりインドの復帰を促すべきである。

インド離脱の当面の影響は小さい。世界に占める GDP のシェアは 32.3% から 29.1% へ 3.2 ポイントの減少、同じく貿易は 29.4% から 27.2% に 2.2 ポイントの減少に過ぎない²⁵。しかし、インドは中国を抜いて人口で世界一になることが予測されている大市場であり、RCEP の魅力の一つはインドの参加である。

従って、インドに対し RCEP への参加を粘り強く呼びかけるべきであるが、インドが国内政治情勢などで早期に交渉に戻れない場合、あるいは合意できない場合は、将来のインドの復帰が可能な形で 15 カ国による法的精査を行い 2020 年中に署名を行い、RCEP15 をスタートさせることが現実的である。

六 おわりに

アジアの経済統合に大きな影響を与えたのは米国トランプ政権の通商政策である。トランプ政権は公約通り就任直後に TPP から離脱し、TPP は発効が不可能となった。2018 年に入ると、トランプ政権は米通商法 301 条により中国からの輸入に追加関税を賦課し、中国は報復関税を課すことを発表した。2018 年 9 月には第 1 弾から第 3 弾までの合計で米国は 2500 億ドル、中国は 1100 億ドルに関税を賦課しあう貿易戦争が起きた。2019 年になると、9 月に米国は第 4 弾として 9 月 1 日から 1200 億ドル規模、12 月 15 日から 1600 億ドル規模に追加関税を課すことを発表し、中国は同様に 2 回に分けて 750 億ドルの報復関税を課すことを発表した。

²⁵ 助川 (2020)、59 ページ。

2019年秋に米中協議が進展し、12月13日に第1段階合意に至り、米国は第4弾の1200億ドルについて15%から7.5%に制裁関税を引き下げ、1600億ドル分は発動を見送り、中国も750億ドル分および自動車・同部品の117億ドル分の報復関税発動を見送った。2020年1月15日署名の第1段階合意文書によると、中国は2020年、2021年の2年間で米国からの輸入を2017年実績と比較し2000億ドル拡大することをはじめ、知的財産、技術移転など8分野で合意や約束がなされている。

ただし、第1弾～第3弾の制裁関税は撤廃されていないし、知的財産と技術移転の合意事項は法的強制力がなく、違反した場合の罰則もない。ハイテク産業を巡る米中の技術覇権争いの中で米国が問題としている国家支援による知的財産侵害と強制的技術移転では中国が約束を遵守する保証はなく、国有企業は対象になっていなかった。従って、第2段階の交渉が必要となるが、次期交渉は大統領選挙後になるという見方が一般的である²⁶。トランプ大統領は、新型コロナウイルスの感染拡大で中国の責任を厳しく追及し、香港国家安全法制定方針採択への対抗措置を実施するなど中国への対決姿勢を強めている。

アジアの経済統合は、各国間の貿易、投資を拡大し、アジアの経済成長を後押ししてきた。民間企業の輸出や投資の環境を整備するとともにサプライチェーン形成と最適化を支援してきた。トランプ政権による保護主義、自国優先主義と2国間FTAが拡大しつつある中で、アジアの経済統合、とくにTPP11とRCEPは、多国間の

²⁶ 滝井光夫「トランプ政権3年目の通商政策とその展開」『トランプ大統領の保護主義と日本の米国事業戦略』ITI調査研究シリーズNo.99（国際貿易投資研究所、2020年）。

協力により自由貿易と国際通商ルールを守るという意味でますます重要になっている。アジアの経済統合は保護主義の防波堤となることが期待されており、TPP11の拡大とRCEPの早期の締結は喫緊の課題となっている。

新型コロナウイルスの感染拡大の過程でアジアでも医療用品などの輸出規制が行われた²⁷。WTOルールでは、人の生命や健康の保護のためおよび食糧など不可欠な産品の危機的な不足を防止・緩和するために例外的に輸出規制を行うことが認められている。しかし、医療用品や食品の輸出規制は、輸入国での感染拡大や社会不安の増大、輸出禁止・制限の連鎖的拡大、グローバル・バリューチェーンの信頼喪失など悪影響が大きい。パンデミックとの戦いは国際協力が必要であり、アジアの経済統合参加国でも輸出制限措置などの防止と医療用品の相互供給などの協力とともに、経済回復に向けて貿易投資の拡大に向けての協力を行うべきである。

(寄稿：2020年7月21日、採用：2020年8月31日)

²⁷ WTOによると、世界で80カ国が新型コロナウイルスに関連して輸出禁止または制限措置を行い、17カ国が食品の輸出規制または制限措置を行った。WTO, *Export Prohibitions and Restrictions*, April 23, 2020, https://www.wto.org/english/tratop_e/covid19_e/export_prohibitions_report_e.pdf#search=%27WTO%2C+Export+Prohibitions+and+Restrictions%2C+April+23%2C+2020.%27.

東亞經濟整合的發展與課題

石川 幸一

(亞細亞大學亞洲研究所特別研究員)

【摘要】

主導東亞經濟整合的是東協（ASEAN）。東協在 2015 年創立了達到服務貿易自由化等目標的東協經濟共同體，與此同時，東協也與東亞主要國家簽署了 5 個「ASEAN+1」的 FTA，成為東亞經濟整合的中心。

2010 年以來，東亞區域大型 FTA 的 TPP 與 RCEP 展開相關談判。TPP 因包含高度自由化與新規範等項目，被視為 21 世紀的經濟整合典範，儘管美國於 2017 年 1 月退出 TPP，但其他 11 國隨即開啓談判，同年 11 月達成初步意向，2018 年 3 月簽署 TPP11，12 月生效。RCEP 則是納入 ASEAN、中國、印度等全球新興市場與生產基地在內，以優勢人口數形成高效率生產網絡的全球最大經濟整合體，然因印度反對高度自由化，至 2019 年仍未達成協議。在保護主義盛行的氛圍中，RCEP 續以 2020 年達成協議為目標，因此，也應關注不包括印度之外的 RCEP15 國的動向。

關鍵字：東協（ASEAN）經濟共同體、廣泛且全面性的 FTA、TPP11、RCEP

Evolution of East Asian Economic Integration and its Issues

Koichi Ishikawa

Research Fellow, Institute for Asian Studies, Asia University

【Abstract】

ASEAN has played a leading role in the economic integration in East Asia. Following the creation of the ASEAN Free Trade Area, ASEAN established the ASEAN Economic Community in 2015 by taking the central position in economic integration in East Asia through five ASEAN plus 1 FTAs with main countries in East Asia.

Since 2010, region-wide FTAs such as TPP and RCEP have been negotiated. TPP achieves high level of liberalization and includes new rules; therefore, they are called the Twenty-First century FTA. It is important to note that the USA withdrew from TPP in January 2017. Whereas, the remaining eleven members started TPP11 negotiation immediately and reached an agreement in November. The members then signed it in March of 2018 and TPP11 then went into effect in December of that year. On the other hand, RCEP is the largest FTA in terms of population and includes emerging markets and production bases such as ASEAN, China, and India. RCEP will surely contribute to formation of the efficient supply chains in East Asia; however, an agreement could not be reached by the end of 2019 because of India's opposition to a high level of liberalization. Therefore, RCEP member countries, except for India, aim to reach an agreement by the end of 2020 in the midst of expansion of protectionism. Thus, RCEP15 becomes one of the feasible options to look out for.

Keywords: ASEAN Economic Community, Region-wide and comprehensive FTA, TPP11, RCEP

〈参考文献〉

- 「環太平洋パートナーシップ協定（TPP 協定）の概要」内閣官房 TPP 政府対策本部、2015 年 10 月 5 日、http://ishigamitoshio.com/diet/topic_images/20161217010300.pdf。
- “Kantaiheiyo patonashippu kyotei (TPP kyotei) no gaiyo” [The Tran-Pacific Partnership (TPP Agreement) Overview], Japanese Government’s TPP Headquarters at the Cabinet Secretariat Office, October 5, 2015.
- 『日本経済新聞』2020 年 5 月 29 日。
Nikkei Shimbun, May 29, 2020.
- 『日本経済新聞』2018 年 5 月 9 日。
Nikkei Shimbun, May 9, 2018.
- 石川幸一・清水一史・助川成也「ASEAN 共同体の創設と日本」（文眞堂、2016）。
Ishikawa, Koichi, Shimizu, Kazushi, Sukegawa, Seiya, eds., “ASEAN kyodotai no sosetsu to nihon” [Creation of ASEAN Economic Community and Japan], Bunshindo Publishing, 2016.
- 椎野幸平「タイが CPTPP 加盟方針撤回も一新型コロナウイルスの影響」『世界経済評論インパクト』2020 年 5 月 18 日。
Shiino, Kohei, “Tai ga CPTPP kamei hoshin tekkai mo - shingata korona uirusu no eikyo” [Thailand may withdraw accession to TPP: the influence of COVID-19 pandemic] *World Economic Review Impact*, May 18, 2020.
- ジェトロ「世界と日本の FTA 一覧」2019 年 12 月、<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2019/01/72c61ae87804b884.html>。
JETRO, “Sekai to nihon no FTA ichiran” [FTA of the World and Japan], December 2019.
- 清水一史「ASEAN と東アジア通商秩序」石川幸一・馬田啓一・清水一史編『アジアの経済統合と保護主義』（文眞堂、2019）。
Shimizu, Kazushi, “ASEAN to higashiajia tsusho chitsujo” [ASEAN and East Asia Trade Scheme], Ishikawa, Koichi, Umada, Keiichi, Shimizu, Kazushi, eds., *Ajia no keizai togo to hogo shugi* [Economic Integration of East Asia and Protectionism], Bunshindo Publishing, 2019.
- 菅原淳一「アジアの通商秩序と CPTPP」石川幸一・馬田啓一・清水一史編『アジアの経済統合と保護主義』（文眞堂、2019 年）。
Sugawara, Junichi, “Ajia no tsusho chitsujo to CPTPP” [Trade Order in Asia and CPTPP], Ishikawa, Koichi, Umada, Keiichi, Shimizu, Kazushi, eds., *Ajia no keizai togo to hogo shugi* [Economic Integration of East Asia and Protectionism], Bunshindo Publishing, 2019.
- 助川成也「15 カ国で推進する RCEP の意義」『世界経済評論』Vo. 6 No. 2、2020 年 3・4 月号。
Sukegawa, Seiya, “15kakoku de suishin suru RCEP no igi” [RCEP15 and its Implications], *World Economic Review*, Vol.64 No.2, March/April 2020.

- 助川成也「ASEAN 経済共同体 (AEC) 2025 での物品貿易自由化に向けた取り組み」『深化する ASEAN 経済共同体 2025 の基本構成と実施状況』ITI 調査研究シリーズ No. 86 (国際貿易投資研究所、2019年)。
- Sukegawa, Seiya, “ASEAN keizai kyodotai (AEC) 2025 de no buppin boeki jiyuka ni muketa torikumi” [Initiative for Liberalization of trade in goods in AEC2025], *Shinka suru ASEAN keizai kyodotai 2025 no kihon kosei to jisshi jokyo [Deepening Basic Structure and Implementation of Action Plans of ASEAN Economic Community 2025]*, ITI Research Series No.86, Institute of International Trade and Investment, 2019.
- 助川成也「RCEP と東アジア生産ネットワーク」石川幸一・馬田啓一・清水一史編「アジアの経済統合と保護主義」(文眞堂、2019年)。
- Sukegawa, Seiya, “RCEP to higashiajia seisan nettowaku” [RCEP and East Asia Production Network], Ishikawa, Koichi, Umada, Keiichi, Shimizu, Kazushi, eds., *Ajia no keizai togo to hogo shugi [Economic Integration of East Asia and Protectionism]*, Bunshindo Publishing, 2019.
- 鈴木英夫『新覇権国家中国×TPP 日米同盟』(朝日新聞出版、2016年)。
- Suzuki, Hideo, “Shin haken kokka chugoku×TPP nichibei domei” [Hegemony of China vs TPP Japan-US Alliance], Asahi Simbun Publishing, 2016.
- ソリス, ミレヤ, 片田さおり「FTA 急増のメカニズム: 政策拡散理論による分析」ミレヤ・ソリス、バーバラ・スターリンクス、片田さおり編(岡本次郎訳、片田さおり・浦田秀次郎監訳)『アジア太平洋のFTA 競争』(勁草書房、2010年)
- Solis, Mireya, Katada, Saori, “FTA kyuzo no mekanizumu : seisaku kakusan riron ni yoru bunseki” [The Rapid-Increasing FTA Mechanisms: the Analysis of Policy Dispersion Theory] Mireya, Solis, Barbara, Stallings, Katada, Saori, eds., trans. by Okamoto, Jiro, with translation supervised by Katada, Saori, Urata, Shujiro, *Ajia taiheiyō no fta kyoso [Competitive regionalism : FTA diffusion in the Pacific Rim]*, Keiso shobo, 2010.
- 滝井光夫「トランプ政権3年目の通商政策とその展開」『トランプ大統領の保護主義と日本の米国外交戦略』ITI 調査研究シリーズ No. 99 (国際貿易投資研究所、2020年)。
- Takii, Mitsuo, “Toranpu seiken 3nenme no tsusho seisaku to sono tenkai” [Trade Policy of Trump Administration’s third year], *Toranpu daitoryo no hogo shugi to Nihon no Beikoku jigyō senryaku [Protectionism of President Trump and Japanese Firms US Business Strategy]*, ITI Research Series No.99, Institute of International Trade and Investment, 2020.
- 内閣官房 TPP 等政府対策本部「TPP11 協定の合意内容について」2017年11月11日、http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/danang/171111_tpp_danang_gaiyo.pdf。
- Japanese Government’s TPP Headquarters at the Cabinet Secretariat Office, “TPP 11 kyotei no goi naiyou ni tsuite” [About the Content of the TPP11 Agreement], November 11, 2017.
- ポールドウィン, リチャード(遠藤真美訳)『世界経済 大いなる収斂 IT がもたらす新次元のグローバルイゼーション』(日本経済新聞出版社、2018年)。
- Baldwin, Richard, trans. by Endo, Masami, *Sekai keizai oinaru shuren IT ga motarasu shin*

- jigen no gurobaraizeshon [The Great Convergence Information Technology and the New Globalization]*, Nikkei Shimbun Publishing, 2018.
- “Guiding Principles and Objectives for Negotiating the Regional Comprehensive Economic Partnership,” Ministry of Foreign Affairs of Japan, https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/11/pdfs/20121120_03_03.pdf.
- “Joint Leaders’ Statement on The Regional Comprehensive Economic Partnership (RCEP), 4 November 4, 2019, Bangkok, Thailand,” Association of Southeast Asian Nations, <https://asean.org/storage/2019/11/FINAL-RCEP-Joint-Leaders-Statement-for-3rd-RCEP-Summit.pdf>.
- “Joint Statement on the 29th Regional Comprehensive Economic Partnership Trade Negotiating Committee (RCEP TNC) Meeting,” Ministry of Foreign Affairs of Japan, April 30, 2020, <https://www.mofa.go.jp/files/100050719.pdf>.
- Baldwin, Richard, *The Great Convergence Information Technology and the New Globalization* (London : The Belknap Press of Harvard University Press, 2016).
- WTO, *Export Prohibitions and Restrictions*, April 23, 2020, https://www.wto.org/english/tratop_e/covid19_e/export_prohibitions_report_e.pdf#search=%27WTO%2C+Export+Prohibitions+and+Restrictions%2C+April+23%2C+2020.%27.